

第1号議案 京都府資源管理方針の変更について（諮問）

【理 由】

京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

【添付資料】

資料1-1 諮問文（写）

資料1-2 京都府資源管理方針新旧対照表

資料1-3 京都府資源管理方針別紙2新旧対照表

漁業調整委



資料 1-1

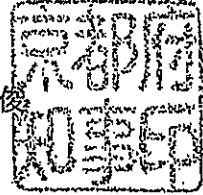
8 水 第 6 6 号

令和 8 年 2 月 1 8 日

京都海区漁業調整委員会

会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊



京都府資源管理方針の変更について（諮問）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 14 条第 1 項の規定により定めた京都府資源管理方針を、同条第 9 項の規定により下記のとおり変更することについて、同条第 10 項で準用される同条第 4 項の規定により諮問します。

記

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）の一部改正により、くろまぐろ（大型魚）が特別管理特定水産資源に位置付けられたことに伴う、京都府資源管理方針第 6 の修正及び別紙 2（くろまぐろ（大型魚））における漁獲量等の報告に係る期限の変更

担当	農林水産部水産課 漁政企画係 難波
TEL	075-414-4992

京都府資源管理方針新旧対照表

現行	変更案	摘要
<p>京都府資源管理方針</p> <p>令和2年12月1日策定 令和6年1月24日改正</p> <p>第1～第5 (略)</p> <p>第6 その他資源管理に関する重要事項</p> <p>1 漁獲量等の情報の取集</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うものほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告(法第58条において準用する法第52条第1項)、漁業権者による資源管理の状況等の報告(法第90条第1項)においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第7、第8 (略)</p>	<p>京都府資源管理方針</p> <p>令和2年12月1日策定 令和8年2月●日改正</p> <p>第1～第5 (略)</p> <p>第6 その他資源管理に関する重要事項</p> <p>1 漁獲量等の情報の取集</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項若しくは第2項又は第30条第1項若しくは第2項の規定による漁獲可能量による管理として行うものほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告(法第58条において準用する法第52条第1項)、漁業権者による資源管理の状況等の報告(法第90条第1項)においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第7、第8 (略)</p>	<p>摘要</p> <p>漁業法の一部改正に伴い、くろまぐろ大型魚が特別管理特定水産資源に定められ、法第26条第2項及び法第30条第2項が追加された。これを受けて、漁獲量等の情報の報告の根拠となる項を追加する。</p>

京都府資源管理方針別紙2新旧対照表

現行	変更案	摘要
<p>(別紙 2)</p> <p>第 1 特定水産資源 くろまぐろ (大型魚)</p> <p>第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>1 京都府定置漁業</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項 (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>ア 当該管理年度中(イの場合を除く。)</p> <p>陸揚げした日からその日の属する月の翌月の 10 日</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>イ 知事が法第 31 条の規定に基づき公表をした日から当該管理年度の末日まで</p> <p>陸揚げした日から3日以内</p> <p>2 京都府漁船漁業等 (日本海)</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項</p>	<p>(別紙 2)</p> <p>第 1 特定水産資源 くろまぐろ (大型魚)</p> <p>第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>1 京都府定置漁業</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項 (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>(削除)</p> <p>陸揚げした日から3日以内。ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日(以下この別紙において「行政機関の休日」という。)を除くものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>2 京都府漁船漁業等 (日本海)</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項</p>	<p>くろまぐろ大型魚(体重 30kg 以上)のくろまぐろが特別管理特定水産資源に定められたことに伴い、「漁獲量等の報告に係る期限」を変更するもの。</p>

<p>(略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>ア <u>当該管理年度中(イの場合を除く。)</u> <u>陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日</u></p> <p>イ <u>知事が法第31条の規定に基づき公表をした日から当該管理年度の末日まで</u> <u>陸揚げした日から3日以内</u></p> <p>3 京都府漁船漁業等 (その他海域)</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項</p> <p>(略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>ア <u>当該管理年度中(イの場合を除く。)</u> <u>陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日</u></p> <p>イ <u>知事が法第31条の規定に基づき公表をした日から当該管理年度の末日まで</u> <u>陸揚げした日から3日以内</u></p> <p>第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>(削除) <u>陸揚げした日から3日以内。ただし、行政機関の休日を除くものとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>3 京都府漁船漁業等 (その他海域)</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項</p> <p>(略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>(削除) <u>陸揚げした日から3日以内。ただし、行政機関の休日を除くものとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準</p>
--	--

<p>(略)</p> <p>第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 (略)</p> <p>第5 その他資源管理に関する重要事項 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 (略)</p> <p>第5 その他資源管理に関する重要事項 (略)</p>	
---	---	--

第2号議案 特定水産資源(くろまぐろ(小型魚))
に関する京都府の留保枠の解除について
(諮問)

【理由】

京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議
をお願いします。

【添付資料】

資 料 2 諮問文(写)

参 考 資 料 令和7管理年度のくろまぐろの漁獲状況について

漁業調整委



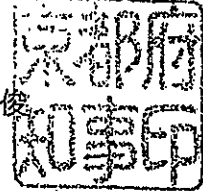
資料 2

8. 水 第 6 6 号

令和8年2月18日

京都海区漁業調整委員会
会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊



特定水産資源（くろまぐろ（小型魚））に関する京都府の留保
枠の解除について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定による、くろまぐろ（小型魚）に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量について、京都府の留保に関して下記のとおりのお取り扱いとしたいので、同条第5項において準用する同条第2項の規定により諮問します。

記

くろまぐろ（小型魚）について、京都府に配分された漁獲可能量の9割以上を消化した場合、府の留保枠を解除し、その全量を京都府定置漁業へ配分するものとする。

ただし、留保枠の解除可能となるのは2月末日以降とする。

担当	農林水産部水産課 漁政企画係 難波
TEL	075-414-4992

令和7管理年度のくろまぐろの漁獲状況について

令和8年2月24日
京都府水産課

令和7管理年度のくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の漁獲状況については下記のとおり。

	知事管理区分	1/22 漁獲 可能量	融通による 変更	2/16 漁獲 実績 (消化率)
小型魚 (30 kg未満)	京都府定置漁業	64.3	0	55.0 (85.5%)
	京都府漁船漁業（日本海）	1.0	0	0
	京都府漁船漁業（その他海域）	0.0	0	0
	留保	1.1		-
	合計	66.4	0	55.0 (82.8%)
大型魚 (30kg 以上)	京都府定置漁業	42.0	5.2	43.6 (92.4%)
	京都府漁船漁業（日本海）	3.5	0.0	1.5 (42.3%)
	京都府漁船漁業（その他海域）	4.0	0.4	2.4 (54.8%)
	留保	1.1	0.4	-
	合計	50.6	6.0	47.5 (83.9%)

※漁獲実績は2/16時点のもの。ただし、融通による変更は水産庁からの承認申請（予定）を含む。

【参考】1/22 以後の都道府県間融通による漁獲可能量の増

相手方	徳島県	秋田県
区分	譲受	譲受
小型魚 (30 kg未満)	-	-
大型魚 (30kg 以上)	3.0	3.0

第3号議案 小型いかつり漁業の制限措置等について
(諮問)

【理由】

京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

【添付資料】

資料3-1 諮問文(写)

資料3-2 【別紙】(制限措置等)

資料 3-1

漁調査



8 水 事 第 97 号
令 和 8 年 2 月 9 日

京都海区漁業調整委員会
会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊



小型いかつり漁業の制限措置等について（諮問）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下、「法」という。）第 58 条により読み替えて準用する法第 42 条第 1 項及び京都府漁業調整規則（令和 2 年京都府規則第 54 号）第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を下記のとおり定めることについて諮問します。

記

申請すべき期間：令和 8 年 3 月 9 日から令和 8 年 4 月 8 日まで

制限措置：別紙のとおり

許可の有効期間：

【京都府内の漁船】令和 8 年 5 月 10 日から令和 13 年 5 月 9 日までとする。

【京都府外の漁船】令和 8 年 5 月 10 日から令和 9 年 5 月 9 日までとする。

担 当	水産事務所 漁政課 漁業漁船係 川崎
T E L	0772-22-4438

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	条 件
小型いかつり漁業	<p>4隻 (許可上限(5隻)から令和8年1月31日現在有効な許可件数1隻を除いた数:5隻-1隻=4隻)</p> <p>20隻 (単年許可、継続の扱いなし)</p>	5トン以上 30トン未満	京都府神合海面	周年 5月10日から10月15日まで	京都府内に住所を有する者	<p>なし</p>
小型いかつり漁業	<p>20隻 (単年許可、継続の扱いなし)</p>	5トン以上 10トン未満	京都府神合海面	5月10日から11月30日まで	但馬海区いかつり漁業者と京都府釣漁業者とが締結した協定に基づく申請者	<p>1 次の海域において操業してはならない。 (1) 京丹後市経ヶ岬突端正北の線以西の経ヶ岬突端と舞鶴市沖ノ島北端を直通した線から沖合6海里以内の海域 (2) 経ヶ岬突端正北の線以西の距離6海里以内の海域 2 操業海域において使用する張魚灯の数は次のとおりとする。 (1) 経ヶ岬突端正北の線以西の海域 ア 北緯35度54.19分の線以南の海域においては、3k以内の電球12個以内 イ 北緯35度54.19分の線を超えいかつり漁業操業禁止線(漁業の許可及びび取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)の別表第4のいかつり漁業の項の1のロの(8)の点と(9)の点を結んだ線をいう。以下同じ。)までの海域においては、3k以内の電球18個以内 (2) 経ヶ岬突端正北の線以西の海域 ア 水深200mを超えいかつり漁業操業禁止線までの海域においては、3k以内の電球18個以内 イ 水深200mを超えいかつり漁業操業禁止線までの海域においては、3k以内の電球18個以内 3 許可船舶は、船体若しくは船体の見やすい箇所に下記様式の許可番号を標示しなければならぬ。 (※様式 縦17cm以上、横80cm以上の枠内に、10cm角以上、太さ1cm以上で、白地に黒色で許可番号を明記したもの。)</p> <p>1 次の海域において操業してはならない。 (1) 京丹後市経ヶ岬突端正北の線以西の経ヶ岬突端と舞鶴市沖ノ島北端を直通した線から沖合6海里以内の海域 (2) 経ヶ岬突端正北の線以西の距離6海里以内の海域 2 操業海域において使用する張魚灯の数は次のとおりとする。 (1) 経ヶ岬突端正北の線以西の海域 ア 北緯35度54.19分の線以南の海域においては、3k以内の電球12個以内 イ 北緯35度54.19分の線からいかつり漁業操業禁止線(漁業の許可及びび取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)の別表第4のいかつり漁業の項の1のロの(8)の点と(9)の点を結んだ線)をいう。以下同じ。)までの海域においては、3k以内の電球18個以内 (2) 経ヶ岬突端正北の線以西の海域 ア 水深200mを超えいかつり漁業操業禁止線までの海域においては、3k以内の電球12個以内 イ 水深200mを超えいかつり漁業操業禁止線までの海域においては、3k以内の電球18個以内 3 許可船舶は、船体若しくは船体の見やすい箇所に下記様式の許可番号を標示しなければならぬ。 (※様式 縦10cm以上、横80cm以上の枠内に、黄地に黒色で許可番号を明記したもの。)</p>

第4号議案 小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業
（とりがいけた網漁業））の制限措置等について（諮問）

【理由】

京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

【添付資料】

資料4-1 諮問文（写）

資料4-2 【別 紙】（制限措置等）

漁調委



資料 4-1

8 水事第 96 号
令和 8 年 2 月 9 日

京都海区漁業調整委員会
会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊



小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業（とりがいけた網漁業））
の制限措置等について（諮問）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下、「法」という。）第 58 条により読み替えて準用する法第 42 条第 1 項及び京都府漁業調整規則（令和 2 年京都府規則第 54 号）第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を下記のとおり定めることについて諮問します。

記

申請すべき期間：令和 8 年 3 月 9 日から令和 8 年 4 月 8 日まで

制限措置：別紙のとおり

許可の有効期間：【京共第 8 号】令和 8 年 5 月 15 日から令和 13 年 5 月 14 日までとする。

【京共第 11 号、第 11・12 号及び第 12 号】令和 8 年 7 月 1 日から令和 13 年 6 月 30 日までとする。

担 当	水産事務所 漁政課 漁業漁船係 川崎
T E L	0772-22-4438

資料 4-2

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	条件
手繰第三種漁業 (とりがいがいけた網漁業)	30隻 (許可上限(100隻)から令和8年1月31日現在有効な許可件数70隻を除いた数: 100隻 - 70隻 = 30隻)	5トン以下	京共第8号	5月15日から8月15日まで	漁業に関して京都府漁業協同組合の同意を得ている者	免許漁業の妨害をしてはならない。
			京共第11号	7月1日から10月31日まで		
			京共第11・12号	7月1日から10月31日まで		
			京共第12号	7月1日から10月31日まで		

